

# 新廃棄物処理施設整備事業

## 実施方針

令和7年1月

掛川市・菊川市衛生施設組合

## 目 次

第 1 事業の目的及び内容に関する事項	1
1 事業内容に関する事項	1
(1) 事業名称	1
(2) 対象となる公共施設等の種類	1
(3) 公共施設の管理者の名称	1
(4) 事業の目的	1
(5) 基本理念	1
(6) 施設の概要	2
(7) 事業期間	2
(8) 事業の対象となる業務範囲	2
(9) 本組合が適用を予定している交付金について	3
(10) 事業スケジュール（予定）	4
(11) 地元貢献	4
(12) 法令等の遵守	4
第 2 事業者の募集及び選定に関する事項	5
1 事業者選定に関する基本的事項	5
(1) 事業者の選定方法	5
(2) 審査の方法	5
(3) 選定委員会	5
2 事業者の募集及び選定の手順	6
(1) 事業者の募集・選定スケジュール（予定）	6
(2) 事業者の募集手続き等	6
3 応募者の備えるべき参加資格要件等	7
(1) 応募者の構成等	7
(2) 代表企業の要件	7
(3) 各業務を行う者の要件	7
(4) 応募者の制限	8
(5) 参加資格の確認及び失格要件	9
4 提出書類の取り扱い	9
(1) 著作権	9

(2) 特許権等 .....	9
5 落札者との契約手続き .....	9
第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 .....	10
1 基本的考え方 .....	10
2 予想されるリスクと責任分担 .....	10
3 事業の実施状況、サービス水準の監視 .....	10
第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項 .....	11
1 公共施設等の立地に関する事項 .....	11
2 施設の規模に関する事項 .....	11
(1) 新焼却施設 .....	11
(2) 新マテリアルリサイクル推進施設 .....	11
第5 契約内容の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項 .....	12
1 基本的な考え方 .....	12
2 管轄裁判所の指定 .....	12
第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項 .....	13
1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合 .....	13
2 本組合の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合 .....	13
3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合 .....	13
4 その他 .....	13
第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項 .....	14
1 法制上及び税制上の措置に関する事項 .....	14
2 財政上及び金融上の措置に関する事項 .....	14
第8 その他事業の実施に関し必要な事項 .....	15
1 議会の議決 .....	15
2 応募に伴う費用負担 .....	15
3 情報の提供 .....	15
4 本事業の担当部署 .....	15
別紙1 工事範囲図 .....	16
別紙2 実施方針及び要求水準書(案)に関する質問・意見書 .....	17
別紙3 リスク分担(案) .....	18

# 第1 事業の目的及び内容に関する事項

## 1 事業内容に関する事項

### (1) 事業名称

新廃棄物処理施設整備事業

### (2) 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設

### (3) 公共施設の管理者の名称

掛川市・菊川市衛生施設組合 管理者 掛川市長 久保田 崇

### (4) 事業の目的

掛川市・菊川市衛生施設組合（以下「本組合」という。）管内のごみ焼却施設は、平成 17 年 9 月に供用を開始した現施設（ガス化溶融施設）のみであり、供用開始から 19 年が経過し、焼却炉本体等の主要設備の老朽化が進行していることから焼却施設を建替える必要性が生じている。また、リサイクルプラザ施設については、令和 3 年度の火災により操業を停止しており、焼却施設と合わせた整備が必要となっている。

以上を踏まえ、本組合では、新施設（ガス化溶融施設の更新施設を「新焼却施設」、リサイクルプラザ施設の更新施設を「新マテリアルリサイクル推進施設」という。）の整備事業（以下「本事業」という。）を行うものである。

なお、本事業は、現施設南側の敷地を活用し建設（現地建替）する計画であることから、別工事として、リサイクルプラザ施設の一部先行解体を行う。また、老朽化により令和 6 年度をもって現施設（ガス化溶融施設）は稼働を停止することから、可燃ごみ処理体制維持のため現施設の一部を活用し、積替、外部搬出を行うこととしている。そのため、積替施設の運用と本事業は同敷地内において並行して実施することになる。本事業完了後、ガス化溶融炉及びリサイクルプラザ施設（未解体分）を解体する予定である。

### (5) 基本理念

施設整備基本方針を達成するために、以下に掲げる方策に取り組むものとしている。

#### ア 安全、安心、安定的な稼働が期待できる施設

- (1) 地域の環境保全を最優先とする最新の高度な排ガス処理技術等の導入や、ダイオキシン類をはじめとする有害物質の排出の低減を図る処理システムを備えた施設とします。
- (2) 社会情勢やライフスタイルの変化によって生じるごみ量及びごみ質の変動に対して柔軟に対応し、ごみ処理を安定的に行うための機能を備えた施設とします。
- (3) 大規模な災害時にも稼働でき、自立分散型の電力や熱供給等を確保し、災害時に発生する廃棄物を安全に処理できる機能を備えた施設とします。
- (4) 万全の安全性と危機管理が十分に考慮され、地域にとって安全と安心が確保される施設とします。

イ 脱炭素社会を見据え、環境負荷の少ない施設

- (1) ごみによる高効率発電と余熱利用を通じてごみの持つエネルギーを最大限に活用し、循環型社会の形成推進に貢献できる施設とします。
- (2) 高効率型の省エネルギー技術や高度な制御システムを導入することで二酸化炭素排出量を最小化した施設とします。

ウ 経済性が高く、運転管理が効率的かつ容易な施設

- (1) 建設費だけでなく維持管理費も考慮したライフサイクルコストに優れた施設とします。
- (2) 安全安心で優れた環境保全性能を有する高い機能性と経済性の両立に留意した施設整備と維持管理を行える施設とします。
- (3) 長寿命化技術を積極的に取り入れるとともに、高い維持管理性と将来的な基幹的設備改修を考慮した施設とします。

(6) 施設の概要

事業場所：掛川市満水地内  
敷地面積：47,134.2 m<sup>2</sup> (平地面積約 30,000m<sup>2</sup>)  
新焼却施設：120 t/日 (60 t/日×2 炉)  
新マテリアルリサイクル推進施設：10 t/5 h

(7) 事業期間

本契約締結日（令和8年2月予定）から令和12年3月31日まで  
なお、関連工事を含めた全体事業期間を以下に示す。  
本事業はこのうち、焼却施設及びリサイクル施設の建設が対象となる。現施設（焼却施設、リサイクル施設）は解体撤去を行ったのち、新しいストックヤードを整備する予定である。

年度	H17	H18~R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
環境資源ギャラリー（ガス化溶融）	9月→					停止	近隣自治体や民間委託						
〃（リサイクルプラザ施設）	9月→	停止	民間委託										
可燃ごみ積み替え施設					工事	中継+委託							
リサイクル施設（一部）先行解体						工事							
焼却施設+リサイクル建設							設計 工事→						
環境資源ギャラリー全解体											設計解体		
ストックヤード												設計 工事	

(8) 事業の対象となる業務範囲

本組合及び事業者が実施する主な業務は、次のとおりとする。また、各項目の詳細については、「要求水準書」に示すとおりとする。

ア 事業者の業務範囲概要

(ア) 新焼却施設の機械設備工事

- 1) 各設備共通設備
- 2) 受入・供給設備
- 3) 燃焼設備
- 4) 燃焼ガス冷却設備
- 5) 排ガス処理設備
- 6) 余熱利用設備
- 7) 通風設備

- 8) 灰出設備
- 9) 給水設備
- 10) 排水処理設備
- 11) 電気設備
- 12) 計装設備
- 13) 雑設備

(イ) 新マテリアルリサイクル推進施設の機械設備工事

- 1) 各設備共通設備
- 2) 受入・供給設備
- 3) 不燃・粗大ごみ処理系列設備
- 4) 集じん・脱臭設備
- 5) 給排水設備
- 6) 電気設備
- 7) 計装設備
- 8) 雑設備

(ウ) 土木建築工事

- 1) 建築工事
  - a 工場棟
  - b 計量棟
- 2) 外構工事
  - a 構内道路
  - b 構内雨水排水設備
  - c 門・囲障
  - d 植栽
- 3) 建築機械設備工事
- 4) 建築電気設備工事

(エ) その他の事項

- 1) 試運転及び運転指導
- 2) 予備品及び消耗品
- 3) その他必要な事項

イ 本組合の業務範囲概要

- (ア) 用地の確保
- (イ) 設計・施工監理
- (ウ) 住民対応
- (エ) 事業に必要な行政手続き
- (オ) その他これらを実施する上で必要な業務

(9) 本組合が適用を予定している交付金について

本組合は、本事業の実施に関して、国の交付金の適用を予定している。交付金の申請等の手続きは本組合において行うが、事業者は、申請手続きに必要な書類の作成等について本組合を支援するものとする。

#### (10) 事業スケジュール (予定)

実施方針及び要求水準書(案)の公表	令和7年1月
入札公告及び入札説明書等の公表	令和7年5月
提案書類の提出期限	令和7年9月
落札者の決定	令和7年12月
仮契約の締結	令和8年1月
本契約の締結	令和8年2月
本施設の設計・建設	令和8年3月から令和12年3月31日まで

#### (11) 地元貢献

事業者は、掛川市又は菊川市内に本社・本店又は支社・支店等を有する地元企業が対応可能な工事等については、地元企業へ工事や資材調達発注を行うよう努めること。

#### (12) 法令等の遵守

事業者は、本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)のほか、必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守すること。

## 第2 事業者の募集及び選定に関する事項

### 1 事業者選定に関する基本的事項

#### (1) 事業者の選定方法

本事業における事業者の募集及び選定は、公平性・透明性確保の観点から総合評価落札方式による一般競争入札で行うことを予定している。

#### (2) 審査の方法

審査は、参加資格審査と提案審査の二段階で実施する。なお、各審査書類の提出方法等については、入札説明書等の公表時に明らかにする。

##### ア 参加資格審査

参加表明時に提出する参加表明書等について、参加資格要件の具備を確認し、本組合は、参加資格審査結果を応募者の代表企業に通知する。

##### イ 提案審査

入札説明書と併せて公表する落札者決定基準書に従い、提案書類を総合的に審査・評価する。

#### (3) 選定委員会

提案書の審査は、事業者の選定を公平かつ適正に実施するために設置した、掛川市・菊川市衛生施設組合新廃棄物処理施設整備事業事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において行う。

## 2 事業者の募集及び選定の手順

### (1) 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

事業者の募集・選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

令和7年1月30日（木）	実施方針及び要求水準書（案）の公表
令和7年2月13日（木）	実施方針等に関する質問・意見の提出期限
令和7年3月13日（木）	実施方針等に関する質問・意見への回答・公表
令和7年5月中旬	入札公告及び入札説明書等の公表
令和7年5月下旬	入札に関する現地説明会
令和7年6月上旬	入札説明書等に関する質問の提出期限（第1回）
令和7年6月下旬	入札説明書等に関する質問回答の公表（第1回）
令和7年7月上旬	参加表明書、参加資格審査申請書類の受付
令和7年7月中旬	参加資格審査結果の通知
令和7年7月下旬	対面対話参加申込及び入札説明書等に関する質問の提出期限（第2回）
令和7年8月上旬	対面対話
令和7年8月中旬	入札説明書等に関する質問回答の公表（第2回）
令和7年9月中旬	提案書類の受付期限
令和7年11月下旬	技術ヒアリング
令和7年12月上旬	落札者の決定
令和8年1月	仮契約の締結
令和8年2月	本契約の締結

### (2) 事業者の募集手続き等

#### ア 実施方針等に関する質問・意見の受付

実施方針等に関する質問・意見を次のとおり受け付ける。

- (ア) 受付期間：令和7年1月30日（木）から令和7年2月13日（木）15時まで
- (イ) 提出方法：質問・意見の内容を簡潔にまとめ、別紙2に記入の上、E-mailに記入済みの同別紙のファイル（Microsoft Excel形式）を添付して提出すること。なお、提出者は、本組合に受領確認を電話にて行うこと。
- (ウ) 提出先：掛川市・菊川市衛生施設組合 建設係  
〒436-0011 静岡県掛川市満水 2319 番地  
電話：0537-23-2273  
E-mail：info@kankyoshigen-gallery.jp

#### イ 実施方針等に関する質問・意見への回答・公表

提出された質問・意見への回答は、令和7年3月13日（木）までに本組合ホームページにおいて公表する。ただし、提出者名は公表しない。

本組合ホームページ

<http://www.kankyoshigen-gallery.jp/>

#### ウ 入札説明書等の公表

令和7年5月中旬に入札説明書等（入札説明書、要求水準書、落札者決定基準書、様式集、

契約書（案）を公表する。

エ 入札説明書等の公表以降について

入札説明書等の公表以降の手続きについては、入札説明書において提示する。

### 3 応募者の備えるべき参加資格要件等

#### (1) 応募者の構成等

応募者の構成等は、次のとおりとする。

ア 応募者は、4者の企業（プラントの設計・建設を行う者：1者、建築物の設計・建設を行う者：1者、地元企業：2者）で構成する共同企業体とする。

イ 応募者は、応募者の代表を務める者を「代表企業」として定める（それ以外の企業は構成員とする。）とともに、当該代表企業が入札参加手続きを行うこととする。

ウ 構成員の出資比率の最小限度基準は、10パーセント以上とする。

エ 構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

オ 参加表明書提出以降、応募者の代表企業及び構成員の変更は原則として認めない。ただし、特段の事情があると本組合が認めた場合は、この限りではない。

カ 同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

#### (2) 代表企業の要件

ア 応募者の構成企業中、出資比率が最大であること。

イ プラントの設計・建設を行う者であること。

#### (3) 各業務を行う者の要件

各業務を行う者は、参加資格確認日において、令和7年度掛川市入札参加資格者名簿又は令和7年度菊川市入札参加資格者名簿の建設工事に登録されている者であることその他、次の参加資格要件を満たすものとする。

ア プラントの設計・建設を行う者の要件

(ア) 参加資格確認日において、建設業法第3条第1項の規定による清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けており、同工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が1,400点以上であること。

(イ) 平成27年度以降において地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、全連続燃焼式ストーカ炉（100t/日以上、ボイラ・タービン発電機付）の設計・建設工事の元請もしくはSPCの代表企業としての竣工実績を有すること。

(ウ) 平成27年度以降において地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、破碎設備、磁力選別設備、粒度選別設備及びアルミ選別設備を有した施設の設計・建設工事の竣工実績を有すること。

(エ) 清掃施設工事について建設業法第26条に規定する監理技術者を専任で配置できること。なお、当該技術者は当該企業が直接かつ連続して3ヶ月以上雇用している者であること。

イ 建築物の設計・建設を行う者の要件

(ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(イ) 参加資格確認日において、建設業法第3条第1項の規定による建築一式工事に係る特

定建設業の許可を受けており、同工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が1,400点以上であること。

(ウ) 平成27年度以降において地方公共団体が発注した建築設計実績及び建築竣工実績があること。

(エ) 建築工事については建築一式工事について建設業法（昭和24年法律第100号）第26条に規定する監理技術者であって、一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する者を専任で配置できること。なお、当該技術者は当該企業が直接かつ連続して3ヶ月以上雇用している者であること。

#### ウ 建築物の建設を行う者の要件（地元企業）

上記イの企業その他、建築物の建設業務を実施する企業のうち2者は掛川市又は菊川市に本社（登記簿に登録されている本店）を置く企業とし、かつ、次の要件を満たすこと。

(ア) 参加資格確認日において、建設業法第3条第1項の規定による建築一式工事及び土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けており、建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が800点以上であること。

(イ) 建設業法第26条の規定に基づく建築一式工事に係る主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

#### (4) 応募者の制限

次に該当する者は、応募者の代表企業及び構成員となることはできない。

ア PFI法第9条の規定に該当する者。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。

ウ 掛川市又は菊川市より入札参加停止の措置を受けている者。

エ 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始命令がなされている者。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者。

カ 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産の申立てがなされている者。

キ 直近1年分の法人税、消費税、法人事業税を滞納している者。

ク 本事業のアドバイザー業務に関与した者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。

本事業のアドバイザー業務に関与した者は、次のとおり。

(ア) パシフィックコンサルタンツ株式会社（東京都千代田区神田錦町三丁目22番地）

(イ) 日比谷パーク法律事務所（東京都千代田区有楽町1丁目5番1号）

ケ 掛川市・菊川市衛生施設組合新廃棄物処理施設整備事業事業者選定委員会（以下「選定委員会」という）の委員と資本面及び人事面において関連のある者

コ 次の(ア)から(カ)までのいずれかに該当する者

(ア) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。

以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

(イ) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与え

- る目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたとみられるとき。
- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - (オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - (カ) 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

#### (5) 参加資格の確認及び失格要件

参加資格確認日は、参加表明書の提出期間の最終日とする。ただし、参加資格確認後、契約締結までの期間に、応募者が上記参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、当該応募者は失格とする。

### 4 提出書類の取り扱い

#### (1) 著作権

提出書類に含まれる著作物の著作権は応募者に帰属するものとする。ただし、公表、展示等、特に本組合が必要と認める場合は、本組合は、これを無償で使用できるものとする。また、契約に至らなかった応募者の提案については、本事業の公表の目的以外には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しないものとする。

#### (2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、維持管理・運営方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った応募者が負うものとする。これによって本組合が損失又は損害を被った場合には、当該応募者は本組合に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

### 5 落札者との契約手続き

本組合は、契約書（案）及び事業者提案内容に基づき、最終的に締結する契約内容について落札者と協議を行う。

### 第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

#### 1 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、本組合と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものである。

#### 2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び本組合と事業者の責任分担は、原則として別紙3「リスク分担(案)」に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、契約書に定める。

#### 3 事業の実施状況、サービス水準の監視

本組合は、事業者が契約書で定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に示されたサービス水準及び事業者が提案した水準を満足していることを確認するため、定期的又は必要に応じて監視を行う。

監視に必要な費用として本組合に生じた費用は、原則として本組合が負担するものとするが、監視実施に必要な本組合への提出書類の作成等については、事業者の責任及び費用負担により行うものとする。

監視方法の詳細については、入札説明書等にて示す。

本組合は、監視の結果、事業者の行う業務が、要求水準書及び契約書等で定める水準を満たしていないと判断した場合には、改善勧告、支払い額の減額、契約解除等の措置を講じるものとする。

## 第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

### 1 公共施設等の立地に関する事項

建設予定地	掛川市満水地内
事業対象敷地面積	47,134.2 m <sup>2</sup> (平地面積約 30,000m <sup>2</sup> )
用途地域	指定なし
防火地域	指定なし
高度地区	指定なし
建ぺい率	60%以下(建築基準法第53条第3項の規定による割増)
容積率	200%以下
汚水供用開始区域	指定なし
雨水供用開始区域	指定なし
緑化面積	10%以上(工場立地法に基づく準則条例:掛川市)

### 2 施設の規模に関する事項

新廃棄物処理施設の規模の概要は次のとおりであり、詳細については要求水準書に示す。

#### (1) 新焼却施設

120 t/日 (60 t/日×2 炉)

#### (2) 新マテリアルリサイクル推進施設

10 t/5h

## 第5 契約内容の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

### 1 基本的な考え方

契約内容の解釈について疑義が生じた場合、本組合と事業者は誠意をもって協議のうえ、解決を図るものとする。

### 2 管轄裁判所の指定

事業契約に関する紛争については、静岡地方裁判所または掛川簡易裁判所を合意による第一審の専属管轄裁判所とする。

## 第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとるものとする。

### 1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業者の建設工事の品質が、契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、本組合は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出及び実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、本組合は事業契約を解除することができる。
- (2) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本組合は事業契約を解除することができる。
- (3) (1) 又は (2) の規定により本組合が事業契約を解除した場合、事業者は、本組合に生じた損害を賠償しなければならない。

### 2 本組合の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 本組合の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、契約を解除することができる。
- (2) (1) の規定により事業者が契約を解除した場合、本組合は、事業者に生じた損害を賠償する。

### 3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 不可抗力その他本組合又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本組合及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、契約を解除することができる。

### 4 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、契約書に定める。

## 第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

### 1 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、本事業に関して事業者への法制上及び税制上の優遇措置等は想定していない。

### 2 財政上及び金融上の措置に関する事項

現時点では、本事業に関して事業者への財政上及び金融上の支援等は想定していない。

## 第8 その他事業の実施に関し必要な事項

### 1 議会の議決

契約の締結に際しては、組合議会の議決を得るものとする。

### 2 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

### 3 情報の提供

本事業に関する追加的な情報に関しては、適宜、本組合ホームページで公表する。  
本組合ホームページ

<http://www.kankyoshigen-gallery.jp/>

### 4 本事業の担当部署

本事業の担当部署は、次のとおりとする。

掛川市・菊川市衛生施設組合

建設係

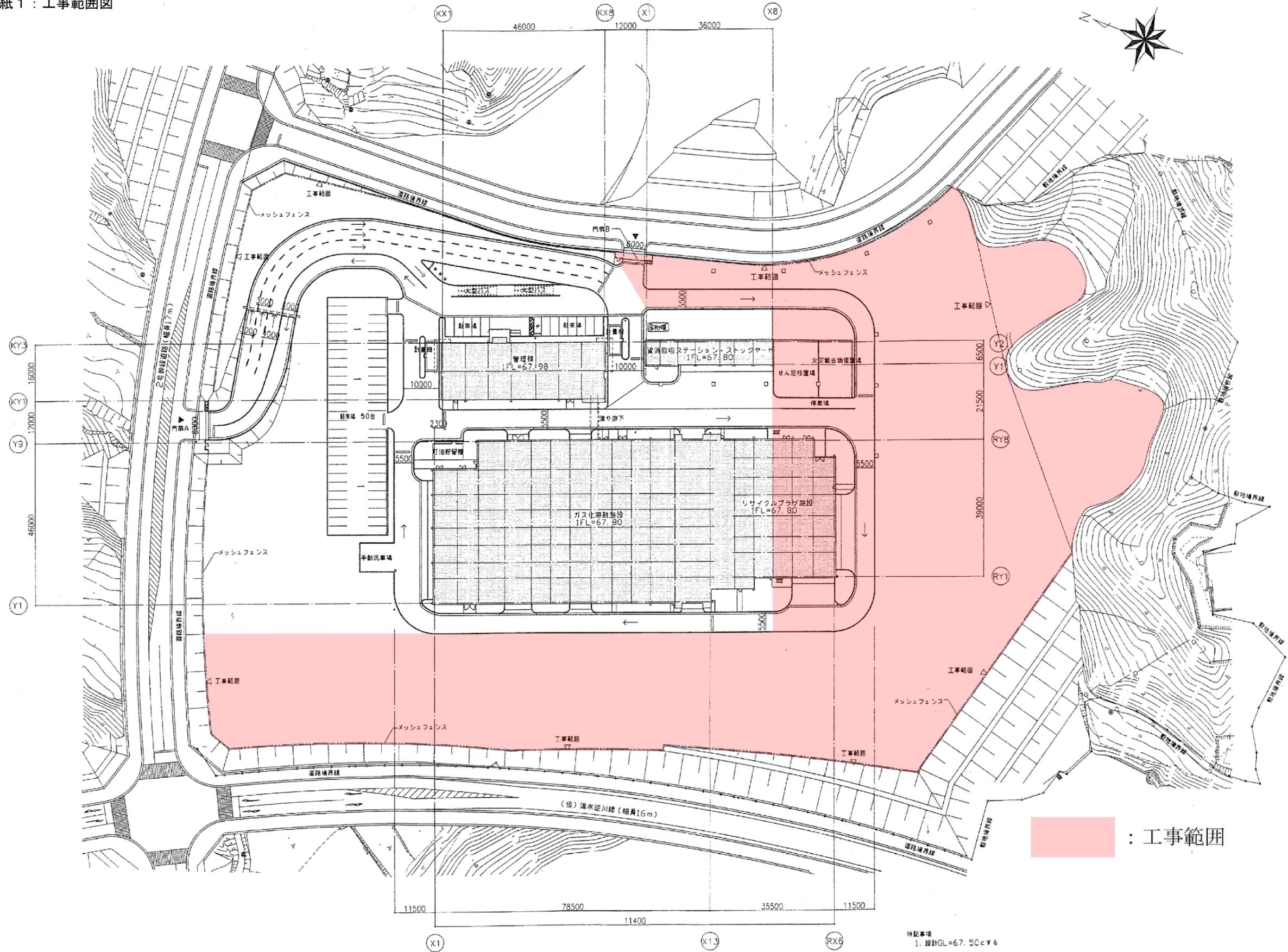
〒436-0011 静岡県掛川市満水 2319 番地

電話 : 0537-23-2273

F A X : 0537-23-2274

E-mail : [info@kankyoshigen-gallery.jp](mailto:info@kankyoshigen-gallery.jp)

別紙1：工事範囲図



■ : 工事範囲

補記事項  
1. 設計GL=67.50とする



別紙3：リスク分担（案）

本リスク分担表は、本事業におけるリスクに対する基本的な考え方を示したものである。

○：主分担 △：従分担

区分	リスクの種類	リスクの内容	負担者		
			本組合	事業者	
共通	募集リスク	入札説明書、要求水準等の誤り及び内容の変更に関するもの等	○		
	契約締結リスク	議会を含む本組合の事由により契約が結べない等	○		
		事業者の事由により契約が結べない等		○	
	計画変更リスク	本組合の指示による事業範囲の縮小、拡大等	○		
	交付金に関するリスク	事業者の事由により予定していた交付金額が交付されない又は交付金遅延等		○	
		本組合の事由により予定していた交付金額が交付されない又は交付金遅延等	○		
	制度関連	法令等の変更リスク	本事業に直接関係する法令の変更等	○	
			上記以外の法令の変更等		○
		税制度変更リスク	事業者の利益に課される税制度の変更等		○
	許認可リスク	事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの		○	
		本組合が実施する許認可取得の遅延に関するもの	○		
	社会リスク	近隣対応リスク	本施設の設置そのものに対する住民反対運動等	○	
			上記以外のもの		○
		第三者賠償リスク	本組合の帰責事由による事故等により第三者に与えた損害の賠償責任		○
			事業者の帰責事由による事故等により第三者に与えた損害の賠償責任	○	
	物価変動リスク	設計・建設期間のインフレ・デフレ	○	△ <sup>※1</sup>	
事業の中止・遅延に関するリスク	本組合の指示、債務不履行によるもの	○			
	事業者の債務不履行、事業放棄、破綻によるもの		○		
不可抗力リスク	天災、暴動等の不可抗力による費用の増大、計画遅延、中止等	○	△ <sup>※2</sup>		
事故の発生リスク	設計・建設業務等における事故の発生		○		
設計段階	設計変更リスク	本組合の指示、提示条件の不備、変更による費用の増大、計画遅延に関するもの	○		
		事業者の提案内容の不備、変更による費用の増大、計画遅延に関するもの		○	
	測量・地質調査リスク	本組合が実施した測量、地質調査部分に関するもの	○		
		事業者が実施した測量、地質調査部分に関するもの		○	
用地に関するリスク	調査等により判明した事業用地内の有害物や土壌汚染、水質汚濁等に関するもの	○			
建設段階	建設着工遅延リスク	本組合の指示、提示条件の不備、変更によるもの	○		
		上記以外の事由によるもの		○	
	工事費増大リスク	本組合の指示、提示条件の不備、変更による工事費の増大によるもの	○		
上記以外の事由によるもの			○		

区分	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			本組合	事業者
	工事遅延リスク	本組合の指示、提示条件の不備、変更による工事遅延によるもの	○	
		上記以外の事由によるもの		○
	環境保全リスク	事業者が実施する業務に起因する周辺環境の悪化		○
	一般的損害リスク	工事目的物、材料に関して生じた損害		○
	性能リスク	要求水準の不適合（施工不良を含む）		○

※1 一定範囲内においては事業者が負担するが、インフレスライド条項の適用となる著しい物価変動の場合については、協議により決定した増額費用が本組合の負担となる。

※2 不可抗力については、一定程度までは事業者が負担し、それ以上は本組合が負担する。